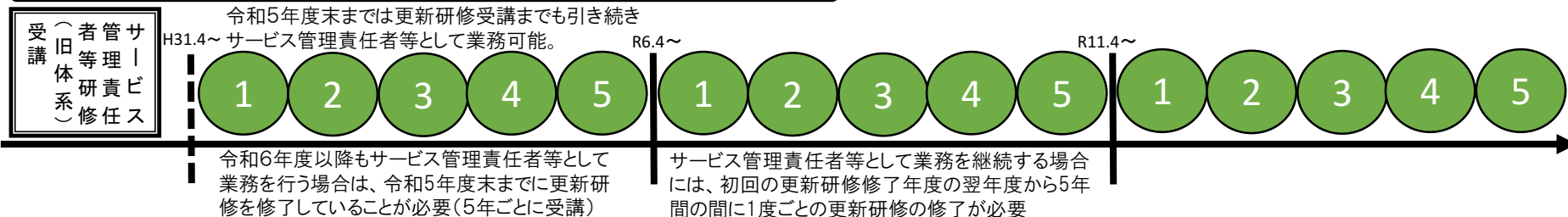


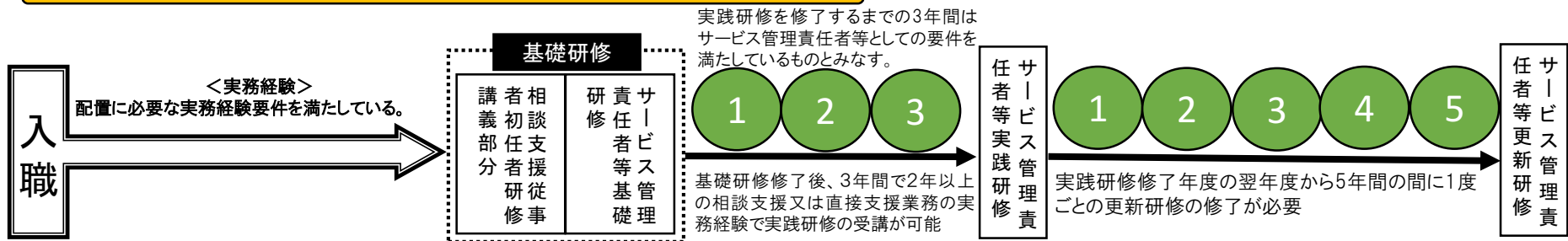
サービス管理責任者研修等の受講の考え方について

1 経過措置について

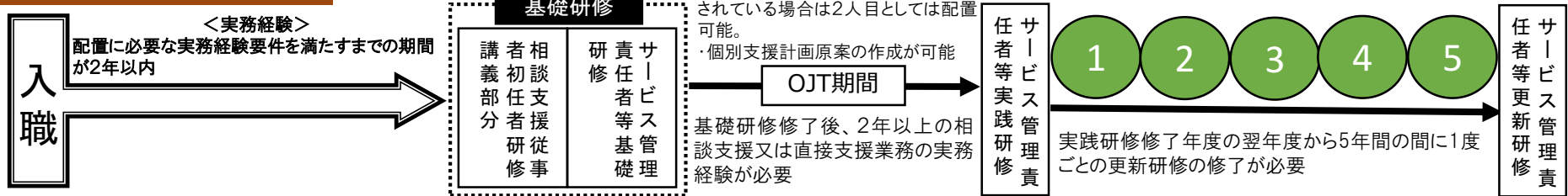
(1) H30年度までの旧体系受講者（R5年度末までに更新研修の受講が必要）



(2) 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者（H31～R3年度受講者に限る）



2 現研修体系の取扱い



3 留意点

- 実践研修を受講する際の一定の実務経験要件として、過去5年に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある。
 - 実践研修はOJT期間の2年以上の実務経験を満たさない限り受講することができない。
 - OJT期間2年以上の算定は、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（向けを含む）の修了証書に記載された修了日のうち最新のものの翌日以降から起算する。
- 例）サビ管基礎R1.10.1修了、相談初任者R2.9.16修了、R1.10.2から相談支援業務に従事の場合、R2.9.17から起算して2年以上なので、R4.9.17以降に実践研修の受講が可能。

事務連絡
令和5年6月30日

各 { 都道府県 } 障害保健福祉主管部（局）
 { 市町村 } 児童福祉主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

サービス管理責任者等に関する告示の改正について

日頃よりこども家庭行政及び厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）」については、本日6月30日に改正され、同日適用されたところですが、改正の趣旨及び概要については下記のとおりですので、各都道府県・市町村におかれては十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いします。

記

1 実践研修の受講に必要な実務経験について【別添1・2】

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修体系については、令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2年以上」としておりましたが、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とします。

2 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について 【別添3・4】

サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置については、現行制度上、サービス管理責任者等の欠如時から1年間としております。

今回、基礎研修修了者については、個別支援計画の作成に関して一定の知識・技能等を習得していること、また、事業所内でのサービス管理責任者等の養成を進める観点から、従前のやむを得ない事由（※）による措置（1年間）に加え、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能（最長2年間）とします。

- ・ 実務経験要件を満たしていること
- ・ サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みであること
- ・ サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されていること

※ やむを得ない事由については、サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合を想定している。

3 更新研修の受講に必要な実務経験の範囲について

サービス管理責任者等更新研修の受講に必要な実務経験として、現行、サービス管理責任者では児童発達支援管理責任者の実務経験が、児童発達支援管理責任者ではサービス管理責任者の実務経験が規定されていない等、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者双方の配置要件を満たしている者であっても、いずれか一方の更新研修の受講要件を満たさず、従事ができなくなる場合があったことなどから、以下のとおり改正を行いました。

①サービス管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者（障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。）又は相談支援専門員（計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援専門員を指す。）

②児童発達支援管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者（障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。）又は相談支援専門員（計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援

専門員を指す。)

4 その他

(1) 更新研修の受講に必要な実務経験の期間の算定方法について

更新研修を受講するための実務経験等の期間の算定方法については、従前お示していなかったところですが、運用の統一化を図るため、以下のとおりお示いたしますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

- ・ 更新研修は、資質向上の一環として受講者の実践について振り返りを行うことをその趣旨のひとつとしていることから、研修の受講にあたって実務経験を求めているものです。必ずしも1年につき180日の勤務はせずとも、その趣旨は達成できるため、1年につき180日を下回る場合についても受講を認めて差しつかえありません。なお、日数の下限については具体的に定めませんが、上記趣旨を踏まえた研修の受講が期待できるかを踏まえて個別に判断していただきますようお願いいたします。なお、相談支援従事者現任研修についても同様の考え方であることを申し添えます。
- ・ サービス管理責任者等として従事するための実務経験や、基礎研修・実践研修を受講するための実務経験については、実務の積み重ねを求めるものであることから、従前示されているとおり、1年につき180日の勤務（時間は問わない）を求めており、当該日数については通年で算定することが可能です。なお、相談支援専門員として従事するための実務経験、主任相談支援専門員研修を受講するための実務経験についても同様の考え方であることを申し添えます。
例：5年間の実務経験を要する場合、5年以上かつ900日（180日×5年）の勤務があれば要件を満たすものとする。

(2) 期限までに更新研修が修了できなかった場合の取扱いについて

期限までに更新研修を修了することができなかった場合については、実践研修を改めて修了（実践研修受講のための実務経験は不要）することで、修了日以後再びサービス管理責任者等として従事可能ですので、ご注意ください（基礎研修の再受講は不要）。

（注）令和6年3月31日までは平成30年度以前からサービス管理責任者等である者について、初回の更新研修受講時には更新研修受講のための実務経験要件は問わない。

(3) サービス管理責任者等の研修の実施等について

サービス管理責任者等の養成研修については、一部の都道府県において、研修

受講希望者が事業所の所在する都道府県で研修を受講できない場合があるとの意見をいただいているところです。

サービス管理責任者等の確保は各事業所の事業継続上不可欠であることに鑑み、各都道府県におかれては、管内の受講見込人数を事前に把握し、受講が必要な者が研修を受講できるよう研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、計画的な研修実施をお願いいたします。また、今回の告示改正を契機に、実践研修等に係る地域のニーズを踏まえて、必要に応じて研修計画の見直しを行うなど適切な対応をお願いいたします。

なお、地域の実情により、希望者全員が研修を受講できない場合であっても、指定担当部局や指導監査担当部局（管内市町村が担当している場合、管内市町村を含む。）とも十分に連携しつつ、真に研修の受講が必要な者が研修を受講できないことがないように、必要な対応をお願いいたします。

また、研修制度見直し前の平成 30 年度までに研修を修了したサービス管理責任者等が、今後資格を継続して更新するためには、令和 5 年度末までに初回の更新研修を受講する必要がありますので、都道府県におかれては、管内の受講見込人数を事前に把握し、研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、令和 5 年度末までに受講が必要な者について更新研修が受けられない事態が発生することのないよう、計画的かつ確実な研修実施をお願いいたします。

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①**(OJT)については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験①(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

実務経験要件

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験① (OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験① (OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上) 【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

(具体的な業務内容)
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理責任者等として配置可
(5年毎に要更新)

実務経験②

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている（又は予定）

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

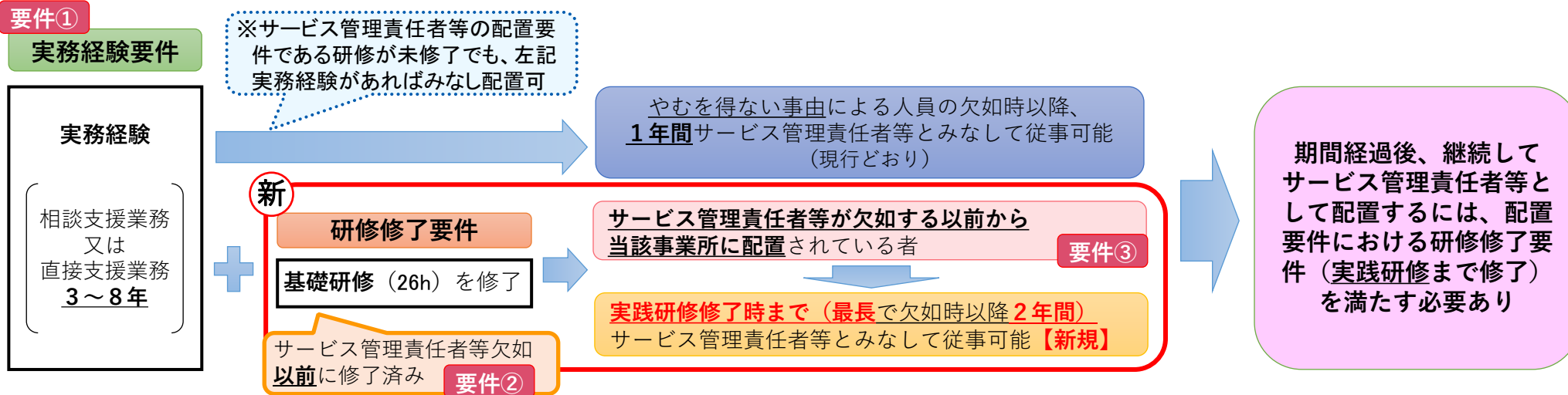
② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

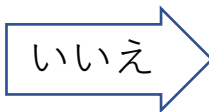
（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

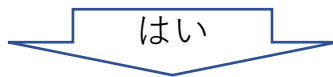
- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



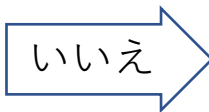
サービス管理責任者等の欠如について
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている



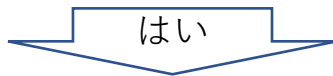
欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、
みなし措置の対象外



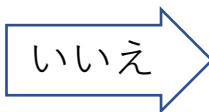
相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある



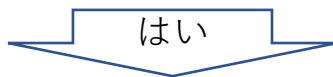
実務経験が3～8年ない場合は
みなし措置の対象外



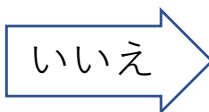
サービス管理責任者等の欠如した時点で
既に基礎研修を修了済みである



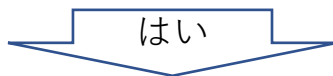
基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は
みなし期間は1年間



サービス管理責任者等の欠如時以前から
当該事業所に配置されている



欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は
みなし期間は1年間



実践研修修了時まで（**最長**で欠如時以降**2年間**）
みなし配置可能

北海道サービス管理責任者等研修実施要綱

(目的)

- 第1 この要綱は、「サービス管理責任者研修事業実施要綱（平成18年8月30日付け障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知」（以下、「部長通知」という。）第9及び第10の規定に基づき、北海道知事（以下、「知事」という。）が、サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（以下「サービス管理責任者等研修」という。）の実施及び実施する者の指定に関し必要な事項を定め、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とする。

(実施主体)

- 第2 北海道サービス管理責任者等研修の実施主体は、知事又はこの要綱に定める指定要件を満たすものとして知事が指定する者（以下、「指定研修事業者」という。）とする。

(指定要件)

- 第3 知事は、次の要件を満たすと認められる者について、指定研修事業者として指定することができるものとする。

- 1 北海道内に主たる事業所の所在地を有していること。
- 2 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- 3 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- 4 部長通知及びこの要綱に定める内容に従い、次に掲げる（1）から（3）及び（5）から（7）の研修を毎年度継続的に実施すること。

なお、（4）及び（8）の研修は、指定研修事業者が任意に開催することができるものとする。

- （1）サービス管理責任者基礎研修
 - （2）サービス管理責任者実践研修
 - （3）サービス管理責任者更新研修
 - （4）サービス管理責任者専門コース別研修
 - （5）児童発達支援管理責任者基礎研修
 - （6）児童発達支援管理責任者実践研修
 - （7）児童発達支援管理責任者更新研修
 - （8）児童発達支援管理責任者専門コース別研修
- 5 研修カリキュラムは、別表1から8に定めるカリキュラム以上の内容とし、その内容及び構成順は変更しないこと。ただし、研修の理解度を深めることを目的とした軽微な変更を除く。

6 研修内容

- （1） サービス管理責任者基礎研修

① 受講対象者

ア 指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設（以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。）においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの。

イ 原則、北海道在住者又は道内に所在する事業所に従事する者とするが、定員に満たない場合はこの限りではない。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

② 研修内容

研修カリキュラムは、別表1以上の内容とし、研修の理解度を深めることを目的とした軽微な変更を除き構成順どおりに実施すること。なお、別表1のカリキュラムは、別表5と共

通の内容とする。ただし、北海道の地域性や受講者の希望等を考慮して、時間数の延長や、必要な科目等の追加は差し支えない。

また、演習の実施方法については、グループワークを基本とし、演習が効果的に実施できる規模のグループに分け、1グループにつきファシリテーターを1人以上配置し実施すること。（ファシリテーターとは、グループ内での議論が促進されるよう調整する者をいう。）

(2) サービス管理責任者実践研修

① 受講対象者

ア 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者告示」という。）第1号イの（2）の（二）に規定する基礎研修修了者となった日以後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等その他の事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

イ サービス管理責任者基礎研修受講開始日においてサービス管理責任者告示第1号イの（1）に規定する実務経験者である者であって、同研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設若しくは指定障害児通所支援事業所（以下「指定障害児入所施設等」という。）において通算して6月以上、同号イの（2）の（二）のbに規定する業務（以下「個別支援計画作成の業務」という。）に従事したもので、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

ウ 平成31年4月1日において改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（以下「旧サービス管理責任者告示」という。）第1号イの（1）から（5）までのいずれかの規定に該当する者（相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧サービス管理責任者告示第1号イ（1）の（二）のbに規定する旧障害者ケアマネジメント研修修了者を除く。）であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの（アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者又はイに定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者に限る。）で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

エ サービス管理責任者告示第1号イの（2）の柱書きに定める期間内にサービス管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。この場合にあっては、アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者であること又はイに定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者であることを要しない。

オ 原則、北海道在住者又は道内に所在する事業所に従事する者とするが、定員に満たない場合はこの限りではない。

② 研修内容

研修カリキュラムは、別表2以上の内容とし、研修の理解度を深めることを目的とした軽微な変更を除き構成順どおりに実施すること。

なお、別表2のカリキュラムは、別表6と共通の内容とする。ただし、北海道の地域性や受講者の希望等を考慮して、時間数の延長や、必要な科目等の追加は差し支えない。また、演習の実施方法については、グループワークを基本とし、演習が効果的に実施できる規模のグループに分け、1グループにつきファシリテーターを1人以上配置し実施すること。

(3) サービス管理責任者更新研修

① 受講対象者

ア サービス管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等若しくは指定障害児入所施設等においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所若しくは指定障害時相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

イ サービス管理責任者実践研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間にあってアの業

務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。
 ウ 原則、北海道在住者又は道内に所在する事業所に従事する者とするが、定員に満たない場合はこの限りではない。

② 研修内容

研修カリキュラムは、別表3以上の内容とし、研修の理解度を深めることを目的とした軽微な変更を除き構成順どおりに実施すること。

なお、別表3のカリキュラムは、別表7と共通の内容とする。ただし、北海道の地域性や受講者の希望等を考慮して、時間数の延長や、必要な科目等の追加は差し支えない。また、演習の実施方法については、グループワークを基本とし、演習が効果的に実施できる規模のグループに分け、1グループにつきファシリテーターを1人以上配置し実施すること。

(4) サービス管理責任者専門コース別研修

① 受講対象者

上記(1)の研修対象者。なお、「相談支援従事者研修事業実施要綱(平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」第3の(2)に規定する相談支援従事者現任研修の対象者を含めることができる。

② 研修内容

研修カリキュラムは、別表4以上の内容とし、構成順どおりに実施すること。

なお、別表4のカリキュラムは、別表8と共通の内容とする。ただし、北海道の地域性や受講者の希望等を考慮して、時間数の延長や、必要な科目等の追加は差し支えない。また、演習の実施方法については、グループワークを基本とし、演習が効果的に実施できる規模のグループに分け、1グループにつきファシリテーターを1人以上配置し実施すること。

③ その他

本研修の各分野を修了した者については、「北海道相談支援従事者研修実施要綱」第3の(4)のオに規定する相談支援従事者研修(専門コース別研修)における同分野の研修を修了したものとみなす。

(5) 児童発達支援管理責任者基礎研修

① 受講対象者

ア 指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

イ 原則、北海道在住者又は道内に所在する事業所に従事する者とするが、定員に満たない場合はこの限りではない。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。)	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

② 研修内容

研修カリキュラムは、別表5以上の内容とし、研修の理解度を深めることを目的とした軽微な変更を除き構成順どおりに実施すること。ただし、北海道の地域性や受講者の希望等を考慮して、時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。また、演習の実施方法については、グループワークを基本とし、演習が効果的に実施できる規模のグループに分け、1グループにつきファシリテーターを1人以上配置し実施すること。

(6) 児童発達支援管理責任者実践研修

① 受講対象者

ア 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児童発達支援管理責任者告示」)

という。)第2号イに規定する基礎研修修了者となった日以後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害児入所施設等その他の事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

なお、児童発達支援管理責任者告示第1号に定める実務経験において老人福祉施設・医療機関(療養病床関係病室に限る。)等以外での実務経験が3年以上必要であることに留意すること。

イ 児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において児童発達支援管理責任者告示第1号に規定する実務経験者である者であって、同研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において通算して6月以上、第2号ロの(2)に規定する業務(以下、「障害児個別支援計画作成の業務」という。)に従事したもので、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

ウ 平成31年4月1日において改正前の障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下、「旧児童発達支援管理責任者告示」という。)第2号の規定に該当する者(相談支援従事者研修初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者を除く。)であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となったもの(アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者又はイに定める期間、障害児個別支援計画作成の業務に従事した者に限る。)で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

エ 児童発達支援管理責任者告示第2号柱書きに定める期間内に児童発達支援管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。この場合にあっては、アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者であること又はイに定める期間、障害児個別支援計画作成の業務に従事した者であることを要しない。

オ 原則、北海道在住者又は道内に所在する事業所に従事する者とするが、定員に満たない場合はこの限りではない。

② 研修内容

研修カリキュラムは、別表6以上の内容とし、研修の理解度を深めることを目的とした軽微な変更を除き構成順どおりに実施すること。ただし、北海道の地域性や受講者の希望等を考慮して、時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。また、演習の実施方法については、グループワークを基本とし、演習が効果的に実施できる規模のグループに分け、1グループにつきファシリテーターを1人以上配置し実施すること。

(7) 児童発達支援管理責任者更新研修

① 受講対象者

ア 児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等若しくは指定障害児入所施設等においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者又は指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

イ 児童発達支援管理責任者実践研修を修了後、本研修の受講開始日前5年間にアの業務に通算して2年以上従事していた者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの。

ウ 原則、北海道在住者又は道内に所在する事業所に従事する者とするが、定員に満たない場合はこの限りではない。

② 研修内容

研修カリキュラムは、別表7以上の内容とし、研修の理解度を深めることを目的とした軽微な変更を除き構成順どおりに実施すること。ただし、北海道の地域性や受講者の希望等を考慮して、時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。また、演習の実施方法については、グループワークを基本とし、演習が効果的に実施できる規模のグループに分け、1グループにつきファシリテーターを1人以上配置し実施すること。

(8) 児童発達支援管理責任者専門コース別研修

① 受講対象者

上記（５）の研修対象者。

なお、相談通知第３の（２）に規定する相談支援従事者現任研修の対象者を含めることができる。

② 研修内容

研修カリキュラムは、別表８以上の内容とし、構成順どおりに研修を実施すること。ただし、北海道の地域性や受講者の希望等を考慮して、時間数の延長や、必要な科目等の追加は差し支えない。また、演習の実施方法については、グループワークを基本とし、演習が効果的に実施できる規模のグループに分け、１グループにつきファシリテーターを１人以上配置し実施すること。

③ その他

本研修の各分野を修了した者については、「北海道相談支援従事者研修実施要綱」第３の（４）のオに規定する相談支援従事者研修（専門コース別研修）における同分野の研修を修了したものとみなす。

7 研修講師基準

講師について、厚生労働省が実施するサービス管理責任者等指導者養成研修を修了した者又は知事が認める者が務めることとし、研修を実施するために適切な人数が確保されていること。

なお、研修を統括する者については厚生労働省が実施するサービス管理責任者等指導者養成研修またはこれと同等の研修を修了した者とする。

（１） 知事が認める者については、以下の要件のいずれかを満たす者とする。

① サービス管理責任者等研修を修了しており、サービス管理責任者等として５年以上の実務経験があり、かつ北海道サービス管理責任者等研修のファシリテーター又はインストラクターとしての経験が３年以上ある者。

② 前年度以前の北海道サービス管理責任者等研修において、講師に就任したことのある者（当該人の講師就任理由がその所属先における職務内容にある場合は、当該人の後任者を含む）

（２） その他

別表２，３の「障害者福祉施策の最新の動向（講義）」及び別表６，７の「児童福祉施策の最新の動向（講義）」については、行政職員又は大学教員等で適当な者が講義を行うものであること。

8 研修事業を実施するために必要な研修会場及び必要な備品・教材等が確保できること。

9 効果的な研修事業の実施や効率的な事務局運営のため、他の指定研修事業者の実施する研修事業内容に関する情報を活用するとともに、他の指定研修事業者からの求めがあった場合には、研修事業内容に関する情報提供を行うよう努めること。

10 指定研修事業者は、自らより良い研修の運営を検討するため、道が別に定める項目を含めた研修に関するアンケートを実施し、全ての受講者に提出させるよう努め、第12第１項に定める手続きにより道に報告すること。

11 受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした募集要領等を年度ごとに定め、これを公開すること。

（１） 研修の目的

（２） 研修の名称

（３） 実施主体

（４） 実施場所

（５） 研修期間、修了期間

（６） 研修カリキュラム（内容、時間数）

（７） 講師氏名、所属、専門分野、略歴、業績

（８） 研修修了の認定方法（出欠の確認方法、成績評定方法、修了要件、修了の認定方法等）

（９） 受講対象者及び定員

（１０） 募集期間、申込み及び受講決定通知方法等

（１１） 受講料及び納入方法

（１２） 欠席者に対する補講の実施方法及び受講料の取扱い（返還方法等）

（指定申請）

第４ 指定を受けようとする者の指定申請は、北海道サービス管理責任者等研修事業者指定申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添付して、事業開始年度の初回の募集を行おうとする日の90日前までに、知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により90日前までに提出ができない場合は、事前に知事に協議するものとする。

- (1) 募集要領等
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 北海道サービス管理責任者等研修カリキュラム日程表（第3号様式）
- (4) 講師選定調書（第4号様式）
- (5) 研修事業に係る収支予算の細目
- (6) 定款、寄付行為その他の基本約款等
- (7) 資産状況（申請者の予算書及び決算書）

（事業計画書の提出）

第5 指定研修事業者は、毎年度、初回の研修の募集を開始する10日前までに、第4（1）から（5）に定める書類を知事に提出（事業開始年度を除く。）しなければならない。ただし、やむを得ない事情により10日前までに提出ができない場合は、事前に知事に協議するものとする。

（変更の申請）

第6 指定研修事業者は、指定を受けた要件又は研修内容等の一部をやむを得ず変更（講師等の都合による研修期間内の日程の変更等、軽微な変更を除く。）する場合には、原則として、変更内容を反映させた研修の募集を開始する10日前までに、変更の内容、変更時期及び理由を記載した北海道サービス管理責任者等研修事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情により10日前までに提出ができない場合は、事前に知事に協議するものとする。

（事業休止又は再開の申請）

第7 事業休止とは、4月から翌年3月までの1年間にわたり研修事業を実施しない場合をいい、指定研修事業者は、次項に定める手続きにより研修事業を休止することができる。
2 指定研修事業者が研修事業を休止又は再開する場合には、原則として、研修再開（休止）前年度の12月末日までに、北海道サービス管理責任者等研修事業休止（再開）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、承認を得なければならない。

（事業廃止の届出）

第8 指定研修事業者が研修事業を廃止する場合は、前年度の12月末日までに、北海道サービス管理責任者等研修事業廃止届出書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（習熟度の確認）

第9 指定研修事業者は、第3の4の（1）から（3）及び（5）から（7）の研修における各受講者の研修内容の理解度を客観的に評価するため、習熟度の確認を行わなければならない。

（アンケートの活用）

第10 指定研修事業者は第3の10に定める受講者アンケートを活用し、より良い研修の運営ができるよう努めなければならない。

（修了証書の交付）

第11 指定研修事業者は、カリキュラムの全日程を受講した者に対し、修了証書（第8号又は第9号様式）を交付するものとする。ただし、他の受講者への迷惑行為や受講の実態が認められない行為が見受けられ、指定研修事業者が注意しても当該行為の改善が認められない場合は、知事と協議の上、修了証書を発行しないことができる。
2 指定研修事業者が発行する修了証書の修了番号の採番方法については、別表9のとおりとする。
3 サービス管理責任者実践研修、サービス管理責任者更新研修、児童発達支援管理責任者実践研修又は児童発達支援管理責任者更新研修の修了者に交付する修了証書については、更新研修を修了すべき期日を記載するものとする。

（実施報告等）

第12 研修事業を実施した指定研修事業者は、北海道サービス管理責任者等研修カリキュラム日程表（第3号様式）の研修日程ごとに、各研修終了後1ヶ月以内に北海道サービス管理責任者等研修修了者名簿（第10号様式）及び第3の10に定めるアンケートの集計結果を紙及び電子データにより、知事に提出しなければならない。
2 研修事業を実施した指定研修事業者は、北海道サービス管理責任者等研修事業実施報告書（第

11号様式)に、次に掲げる書類を添付して、研修を実施した年度の翌年度の4月30日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 研修事業に係る収支決算(見込)書
- (2) 第9の習熟度の確認状況のわかる書類(様式任意)

(情報の開示)

第13 指定研修事業者は、第3の11に規定する募集要領等及びシラバスをインターネットのホームページに公開しなければならない。なお、シラバスは、別添参考様式の必須項目を必ず記載するものとする。

(秘密の保持)

第14 指定研修事業者は、研修事業の実施により知り得た受講者及び講師等に係る秘密について、正当な理由なく漏らしてはならない。また、指定研修事業者は、受講者及び講師等が研修事業で知り得た個人の秘密について漏らさないよう、受講者及び講師等を指導しなければならない。

2 指定研修事業者は、北海道が行う障がい保健福祉施策の推進に活用するため、知事に受講者に係る情報を提供することについて、あらかじめ受講者に対し、受講申込書等により書面で説明しなければならない。

3 指定研修事業者は、第3の11(7)の情報を公開するため及び第4の規定に基づき知事に講師選定調書(第4号様式)を提出するため、あらかじめ講師に対し書面により同意を得なければならない。

(実施上の留意点)

第15 指定研修事業者は、受講者に対し、障がい者に対する人権の尊重について理解させるように努めるものとする。

2 指定研修事業者は、障がい者に対し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条の規定に基づき、必要な対応を行うものとする。

3 指定研修事業者は、受講申込者及び受講者が、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として不適任である行為(障がい者への虐待等)をしていたことを確認した場合については、その者に対する受講決定又は研修修了の認定の是非について、受講決定前若しくは研修修了前に速やかに知事に協議の上、その指示に従うものとする。

4 指定研修事業者は、研修の実施に当たり、多様なニーズを持った受講者が、必要な学びを得られるよう、工夫や努力を行わなければならない。

(調査及び指導等)

第16 知事は、指定研修事業者として指定を受けようとする者及び指定研修事業者に対し、必要と認める場合は、実地調査を行うとともに、報告及び関係書類の提出を求めることができる。また、知事は、研修事業の実施等が適当でないとする場合には、指定研修事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は、前項に定める指定研修事業者への改善指導において、改善が認められるまでの間、書面により研修の中止を命ずることができる。

(指定の取り消し)

第17 知事は、指定研修事業者が、次の事項のいずれかに該当する場合には、指定を取り消すことができる。

- (1) 第3に掲げるいずれかの指定要件に該当しないと認められる場合
- (2) 第4の指定申請又は第12の実施報告等において、虚偽の申請又は報告等があった場合
- (3) 第15の秘密の保持において、受講者及び講師等に係る秘密について、正当な理由なく外部に漏らした場合
- (4) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められる場合
- (5) 研修事業の実施に関し、不正な行為があった場合
- (6) 第16第1項の調査に応じない場合又は改善指導に従わない場合
- (7) その他指定研修事業者として不適切と判断される場合

(聴聞の機会)

第18 知事は、第16第2項の研修事業の中止を命ずる場合又は第17の指定の取り消しを行う場合は、あらかじめ指定研修事業者に対して聴聞を行うものとする。

(関係書類の保存)

第19 指定研修事業者は、受講者の研修への出席状況、修了者名簿等、修了者に関する書類を永年保存しなければならない。

(その他)

第20 この要綱に定めのない事項については、事前に知事に協議するものとする。

附則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。
この要綱は、平成25年7月12日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年6月30日から施行する。
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
この要綱は、令和6年6月1日から施行する。